

福島県介護人材再就職準備金貸付要領

(目的)

第1 この実施要領は、離職した介護福祉士等の資格を有する者が再就職する際の資金（以下、「再就職準備金」という）を貸付けるために必要な事項を定めることにより、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2 この再就職準備金に係る貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第3 介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職への希望を有する者であって、次のいずれもの基準を下回らない者。

- (1) 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）に規定する介護職員処遇改善加算（以下「介護職員処遇改善加算」という。）の算定基準とされる職種（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が365日以上かつ介護等の業務等に従事した期間が180日以上）有する者。
- (2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者。
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を有した者
 - ウ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定しているもの又は地域医療介護総合確保基金を活用して実施する認証・評価制度において一定の評価を得ているものなどの介護人材の確保・育成に努めている事業所又は施設に、介護職員として就労した者。
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、福島県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別に定める再就職準備金貸付申請書（様式1）に利用計画を記載した者。

(貸付対象者の募集人数)

第4 再就職準備金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の募集を行う人数は別に定める。

(貸付回数及び貸付額)

第5 再就職準備金貸付の貸付回数は一人当たり一回限りとする。また、貸付額は400,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第6 再就職準備金の貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

- 2 再就職準備金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が正当な理由がなく再就職準備金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第7 申請者は、次の書類を別に定める期日までに県社協会長に提出するものとする。

- (1) 再就職準備金貸付申請書(様式1)
- (2) 住民票抄本
- (3) 再就職先の雇用条件通知書または内定通知書等の写し
- (4) 保有資格の取得証明書、修了証明書等の写し
- (5) 実務経験証明書(様式2) 資格証明書の写し
- (6) その他県社協会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第8 申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた再就職準備金の返還の債務を負担するものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。

(審査及び決定)

第9 県社協会長は、申請者から提出のあった書類をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を再就職準備金貸付(承認・不承認)決定通知書(様式3)により、再就職準備金の貸付申請者に通知するものとする。

(貸付に係る契約等)

第10 前第9により再就職準備金の貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 再就職準備金借用証書(様式4)
 - (2) 再就職準備金送金口座(申込・変更)申請書(様式5)
 - (3) 送金口座通帳の写し(コピー)
 - (4) 個人情報の取扱に関する同意書(様式6)
 - (5) 印鑑登録証明書(発行より3ヶ月以内)
 - (6) その他県社協会長が必要と認める書類
- 2 第9の第3項により貸付内定通知があった者は、前項の書類を県社協会長に提出するものとする。
 - 3 前項による期間内に書類の提出がない場合は、再就職準備金の貸付を辞退したものとみなす。

(再就職準備金の交付)

- 第 11 県社協会長は、第 10 により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る再就職準備金を交付するものとする。
- 2 再就職準備金の交付は一括によるものとし、申請者より申出のあった口座に振込により送金するものとする。
 - 3 前 2 項による交付の時期は、貸付決定日の翌月末日までに送金するものとする。

(貸付契約の解除)

- 第 12 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。
- (1) 施設・事業所からの採用が取り消しになったとき。
 - (2) 採用を辞退した時
 - (3) 修学資金の貸付を辞退したとき。
 - (4) 虚偽その他不正な方法により再就職準備金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他の再就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

- 第 13 県社協会長は、借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予することができる。

(返還猶予の申請等)

- 第 14 借受人は、第 13 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。
- (1) 再就職準備金返還猶予申請書 (様式 7)
 - (2) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査のうえ再就職準備金返還猶予申請結果通知書 (様式 8) により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

- 第 15 県社協会長は、借受人が勤務した施設・事業所等に引き続き (災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。但し当該業務従事期間には算入しない) 2 年以上業務に従事した時は貸し付けた再就職準備金に係る返還債務を免除できるものとする。
- 2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
 - 3 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた再就職準備金 (既に返還を受けた金額を除く。) に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。
 - (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた再就職準備金を返還することができなくなったときは、返還債務の額 (既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。) の全部又は一部。
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、再就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

- 4 前3項の(1)及び(2)については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。
- 5 施設・事業所等における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間についても本条に定める期間に含めることができる。

(返還債務の免除の申請等)

第16 借受人は、第15の第1項から第5項に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 再就職準備金返還免除申請書(様式9)
 - (2) 在職証明書等の写し
 - (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、再就職準備金返還免除申請結果通知書(様式10)により、その結果を借受人に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第17 再就職準備金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返 還)

第18 借受人が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、貸付を受けた再就職準備金を一括又は月賦による均等払(端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。)により返還しなければならない。

- (1) 当該施設・事業所に就業から2年以内に退職した場合
 - (2) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、別表に定める返還免除対象業務に従事した場合であつて、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第13による返還債務の履行が猶予された期間と、返還免除対象業務を合算した期間とする。ただし、5年を上限とする。
- 3 前1項のほか、虚偽その他不正な方法により再就職準備金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた再就職準備金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 借受人は、前1項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から14日以内に再就職準備金返還計画申請書(様式11)を県社協会長に提出しなければならない。
- 5 県社協会長は、前4項の返還届に基づき、再就職準備金返還通知書(様式12)により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利子)

第19 県社協会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項による延滞利子は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なもの認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができるものとする。

(届出義務)

第 20 借受人は、貸付けた再就職準備金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を再就職準備金借受人等届出事項変更届(様式 13)及び在職証明書(様式 14)により直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

- (1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。
- (2) 借受人が業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(事実を証明する書類)
- (3) 再就職準備金の貸付を辞退するとき。
- (4) 借受人が対象外業務に従事したとき、又は退職したとき。
- (5) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は再就職準備金借受人等届出事項変更届(様式 13)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

3 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年 1 回「在職証明書」(様式 14)を県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

第 21 県社協会長は、第 20 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、再就職準備金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 21 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日からの貸付者に適用する。